



山形県公報

平成17年6月16日(木)

号 外(38)

目 次

教育委員会関係

規 則

教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し又は専決させる規則の一部を改正する規則..... 1

教育委員会関係

規 則

教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し又は専決させる規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年6月16日

山形県教育委員会

委員長 伊 藤 晴 夫

山形県教育委員会規則第9号

教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し又は専決させる規則の一部を改正する規則

教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し又は専決させる規則(昭和31年11月県教育委員会規則第12号)の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

(27) 公の施設に係る指定管理者(地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)の指定の手續等に関する事。

第4条第1項に次の1号を加える。

(18) 公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する事(指定管理者の募集、指定及び指定の取り消しを除く。)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

平成17年6月16日印刷
平成17年6月16日発行

発行所 山形県庁
発行人 山形県
購読料 月4,000円(郵送料共)

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目1-21
印刷所 坂部印刷株式会社
印刷者 坂部 登
電話 山形(631)2057 (631)2056